

【猛暑による作業の休止】

- 1 契約工期内において、猛暑により現場作業を休止し、かつ下記の猛暑日の条件を満たす場合には、休止した時間を日数に換算（少数第1位を四捨五入し整数止め）し、休止した日数分の工期追加について、発注者に協議することができるものとする。

＜猛暑日の条件＞

環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている現場最寄りの観測データ（東北地方福島の各地点）を活用し、8時から17時の間でWBGT値（暑さ指数）31以上の時間とする。

なお、気温が35°以上では、対象の要件とならない。

- 2 発注者への協議にあたっては、根拠資料として工事（業務）日報とWBGT値等の観測データを提出することとする。